老齢基礎年金の



繰り上げ ・繰り下げ支給 について



問い合わせ先 保険年金課 ☎(40)5558

老齢基礎年金繰り上げ受給

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受けるのが基本です。本人が希望すれば60歳からでも受けることができます。この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べ減額されます。減額率は、受給を希望し請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて1か月減るごとに0.5%ずつ低くなります。つまり、繰り上げの請求を行う月によって減額率は異なります。なお、減額は一生続きますので注意が必要です。

年金を受ける手続きを裁定請求といい、国民年金の裁定請求の手続きは、市区町村役場の国民年金の窓口 (第3号被保険者期間がある場合は社会保険事務所、社会保険事務局の事務所)で行います。

●老齢基礎年金繰り上げ受給・受け取り総額(累計額)

(65歳からの年金額を20歳から60歳まで40年間保険料を納めて満額792.100円受けるものとして計算しています。)

受給開始年齢 累計額	60歳(70%)	61歳(76%)	62歳(82%)	63歳(88%)	64歳(94%)	65歳(100%)
60歳時	554,500					
61歳時	1,109,000	602,000				
62歳時	1,663,500	1,204,000	649,500			
63歳時	2,218,000	1,806,000	1,299,000	697,000		
64歳時	2,772,500	2,408,000	1,948,500	1,394,000	744,600	
65歳時	3,327,000	3,010,000	2,598,000	2,091,000	1,489,200	792,100
66歳時	3,881,500	3,612,000	3,247,500	2,788,000	2,233,800	1,584,200
67歳時	4,436,000	4,214,000	3,897,000	3,485,000	2,978,400	2,376,300
68歳時	4,990,500	4,816,000	4,546,500	4,182,000	3,723,000	3,168,400
69歳時	5,545,000	5,418,000	5,196,000	4,879,000	4,467,600	3,960,500
70歳時	6,099,500	6,020,000	5,845,500	5,576,000	5,212,200	4,752,600
71歳時	6,654,000	6,622,000	6,495,000	6,273,000	5,956,800	5,544,700
72歳時	7,208,500	7,224,000	7,144,500	6,970,000	6,701,400	6,336,800
73歳時	7,763,000	7,826,000	7,794,000	7,667,000	7,446,000	7,128,900
74歳時	8,317,500	8,428,000	8,443,500	8,364,000	8,190,600	7,921,000
75歳時	8,872,000	9,030,000	9,093,000	9,061,000	8,935,200	8,713,100
76歳時	9,426,500	9,632,000	9,742,500	9,758,000	9,679,800	9,505,200
77歳時	9,981,000	10,234,000	10,392,000	10,455,000	10,424,400	10,297,300
78歳時	10,535,500	10,836,000	11,041,500	11,152,000	11,169,000	11,089,400
79歳時	11,090,000	11,438,000	11,691,000	11,849,000	11,913,600	11,881,500
80歳時	11,644,500	12,040,000	12,340,500	12,546,000	12,658,200	12,673,600

※表中の年金額は、受給開始年齢到達日(誕生日の前日の属する月)に繰り上げ請求した減額率により計算しています。 ※実際には、請求した月に応じて、次の式で計算された減額率によって老齢基礎年金が減額されます。

減額率=0.5%×繰り上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

SHIMOTSUKE-CITY

老齢基礎年金繰り下げ受給

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受けるのが基本です。本人が希望すれば、66歳から70歳までの希望するときから年金を受けることもできます。この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、65歳になった月から繰り下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じて1か月増すごとに0.7%ずつ高くなります。つまり、繰り下げの請求を行う月によって増額率は異なります。ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

○昭和16年4月2日以降に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月~66歳11か月	108.4%~116.1%
67歳0か月~67歳11か月	116.8%~124.5%
68歳0か月~68歳11か月	125.2%~132.9%
69歳0か月~69歳11か月	133.6%~141.3%
70歳0か月~	142.0%

○昭和16年4月1日以前に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳(または65歳に達した日以後に受給権を取得したとき)	100%
66歳(または1年を超え2年に達するまでの期間のとき)	112%
67歳(または2年を超え3年に達するまでの期間のとき)	126%
68歳(または3年を超え4年に達するまでの期間のとき)	143%
69歳(または4年を超え5年に達するまでの期間のとき)	164%
70歳以上(5年を超える期間のとき)	188%

[※]表中の()内は、65歳に達した日以後に受給資格期間を満たして老齢基礎年金の受給権を 取得した方の場合

国民年金保険料納付相談窓口開設のご案内

栃木社会保険事務所職員が出張して、国民年金保険料の領収及び 相談を行います。

●日 時 8月29日(水)・30日(木) 午前10時~午後5時

●場 所 〔29日〕グリーンタウンコミュニティセンター研修室 〔30日〕石橋公民館第1会議室

国民年金 Q&A



障害基礎年金とはどのようなものですか?



国民年金の加入中や20歳前の病気やケガが原因の、政令で定められた1級・2級の障害に該当するときに受けられる年金です。

【障害基礎年金を受ける条件】

国民年金の加入中に初診日があり、その前々月までに保険料納付済み期間(免除期間などを含む)が、加入すべき期間の3分の2あること。(国民年金の加入が終わった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば受けられます。)

障害認定日 に政令で定められている障害等の1級、または2級の状態であること。

20歳前の障害については、 の条件に該当していれば、20歳になったときから受けられます。(ただし、一定の所得制限があります。)

障害認定日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医者にかかった日(初診日)から1年6か月を経過した日か、その期間内に治った日(症状が固定した日を含む)です。

20歳 初診日の前々月 初診日

	学生納付特例期間	納付済期間	免除期間	未納	納付済期間		
--	----------	-------	------	----	-------	--	--

▼ 保険料納付済期間(免除・学生納付特例期間)が2/3以上必要
▼ 6月 8月

[保険料納付要件の特例]

初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がなければ受給できます。

受けられる年金額(年金)	1級障害	990,100円
文门り作る牛並領(牛並)	2 級障害	792,100円

[子がある場合の加算額]

隨害年金受給者に、生計を維持している子がいる場合は、子の人数により以下の額が加算されます。

1人目・2人目	1人につき	227,900円
3人目以降	1人につき	75,900円

^{*}子とは18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障害のある子に限ります。

特別障害給付金制度

国民年金への加入が任意だったため加入せず障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に特別障害給付金が支給されます。

対象となる人……昭和61年度前の現在の第3号被保険者にあたる人や、平成3年度前の学生など国民年金 の加入が任意だった人で、任意加入していなかった間に初診日がある障害が原因で、 障害等級1・2級の認定を受けた人

支給額(月額) 1級障害 50,000円 2級障害 40,000円 所得により支給制限があります。詳しくはお問い合わせください。保険年金課 ☎40-5558